

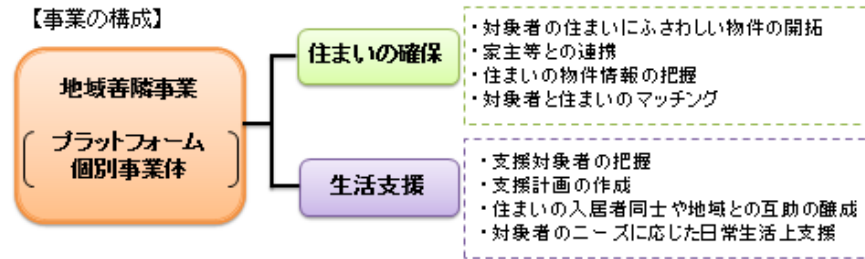
地域善隣事業骨子(案) 概要

1. 地域善隣事業の目的・対象者

低所得・低資産である、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である（困難となるおそれのある）者に対して、居住の場の確保及び日常生活上の支援を行うことにより、これらの者ができるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援することを目的とする。

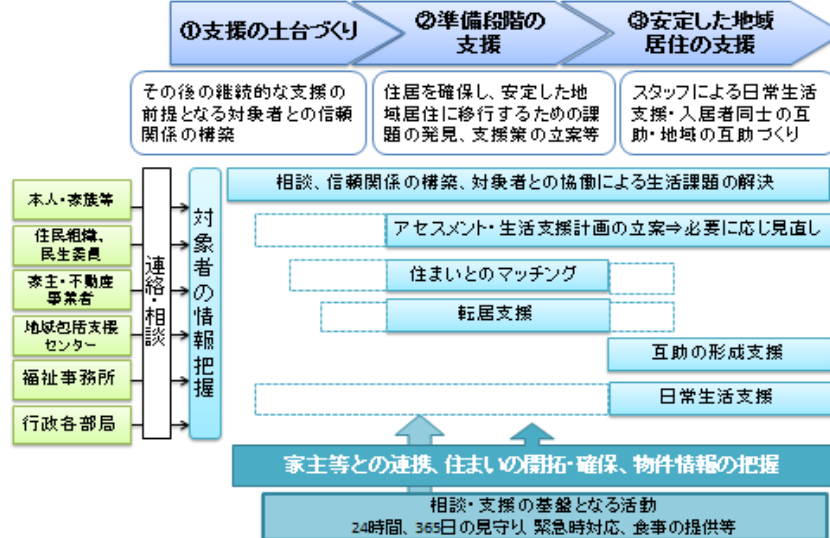
2. 事業の構成

- ・ **個別事業体**：地域に根差した活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人等の法人格をもつもの。適正な地域的な広がり（日常生活圏域等）に対して事業を行う。
 - ・ **プラットフォーム**：事業推進のための地域連携・協働の仕組みとして構築するもので、家主・不動産事業者、医療機関、介護事業所、住民組織、地域包括支援センター、行政各部署等からなるが、地域の実情に応じて多様性があるといよい。
- ※市町村の役割は、プラットフォームの構築支援や、対象者に関する情報の集約・提供など、地域善隣事業が民間主導で円滑に推進されるよう、支援・協力する。



4. 相談・生活支援

個別事業体は、日常生活圏域で相談・生活支援を行う拠点を確保し、個々の利用者が自立
的・自律的な生活ができるよう「セルフケアの支援」「互助の醸成」の視点から支援する。



3. 住まいの確保（「地域共住システム」（仮称））

地域という「面」において、空家等の既存資源を活用して「住まい」を確保し（**互助ハウス**（仮称））支援を届けるとともに、入居者同士や地域住民等との互助の構築を目指す。

活用住宅の種類別	住まい方	仕様・基準		コモン
		面積基準	浴室・便所・台所等	
アパートメント型	既存の共同住宅の各「住戸」を活用するタイプ。各住戸で独立した生活と共同スペースや外部のコモンハウスを介した共同生活を介した共同生活	原則 25㎡以上※1 (都 20㎡以上)	専用	内包（居室転用） 外付け（コモンハウス）
戸建住宅型	既存の戸建住宅の各「居室」を活用するタイプ。リビングや外部のコモンハウスを介した共同生活を介した共同生活	原則 10㎡（6畳相当）以上※2 (建物全体の面積： 20㎡×居住者数+15㎡以上※3)	便所 専用 浴室 ・台所 共用	内包（居室転用） 外付け（コモンハウス）

【互助ハウス(仮称)の展開イメージ】

